

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

TDK 株式会社
Astemo 株式会社

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

TDK 株式会社
代表取締役 社長執行役員 CEO
齋藤 昇

Astemo 株式会社
代表取締役 社長&CEO
竹内 弘平

TDK 株式会社（以下「分割会社」といいます。）と Astemo 株式会社（以下「承継会社」といいます。）とは、2026年2月12日に、分割会社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とし、2026年4月1日を効力発生日とする吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）を締結いたしました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2026年4月1日

2. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）
本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易分割であり、会社法第784条の2ただし書により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。

 - (2) 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）
 - ① 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）
本件分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易分割であり、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、同条の規定による手続は行っておりません。

 - ② 新株予約権買取請求（会社法第787条）
分割会社においては、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

 - ③ 債権者の異議（会社法第789条）
分割会社は、会社法第789条第2項に従い、2026年2月13日付で官報により債

権者に対する公告を行い、かつ、同条第3項、会社法第939条第1項第3号及び同日時点の分割会社の定款第5条に従い、同日付で電子公告により公告を行いました。また、会社法第789条第1項に基づく異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第3号イ）

本件分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易分割であり、会社法第796条の2ただし書により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条及び会社法第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号ロ）

① 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

本件分割は、会社法第796条第2項に基づく簡易分割であるため、会社法第797条第1項ただし書により、反対株主の株式買取請求に係る手続は行われておりません。また、承継会社は、株主に対して、会社法第797条第3項に従い、効力発生日の20日前までに、同項所定の事項の通知を行いました。

② 債権者の異議（会社法第799条）

承継会社は、会社法第799条第2項に従い、2026年2月13日付で官報により債権者に対する公告を行い、かつ、同条第3項、会社法第939条第1項第2号及び同日時点の承継会社の定款第5条に従い、同日付で日刊工業新聞により公告を行いました。また、会社法第799条第1項に基づく異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、2026年4月1日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、分割会社が営む車載用電源製品の新規開発事業（但し、品番MSE762シリーズ及びMSE788シリーズに関する事業を除きます。以下「本件承継対象事業」といいます。）に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年4月1日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

分割会社は、本件分割に際し、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（以下「労働契約承継法」といいます。）第7条の規定に基づき労働者の理解と協力を得るよう努めました。また、分割会社は、本件承継対象事業に従事する労働者との間で、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条の規定に基づく協議を実施しました。さらに、分割会社は、労働契約承継法第2条第1項第

1号に定める労働者及び分割会社との間で労働協約を締結している労働組合に対し、それぞれ、労働契約承継法第2条の規定に基づく書面による通知を行いました。

以 上